

公告第 2 8 9 号

地域農業経営基盤強化促進計画案の公告について

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 2 月 1 0 日

上田市長 土 屋 陽



1 農用地利用計画案の縦覧期間

自 令和 7 年 1 2 月 1 2 日

至 令和 7 年 1 2 月 2 5 日

2 農用地利用計画の案の縦覧場所

上田市産業振興部農業政策課 上田市大手一丁目 1 1 番 1 6 号

※農業政策課での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時間に限る。

ただし、開庁時間の正午から 1 3 時は除く。

(別紙)

地域計画の変更案についての意見書について

1 意見書の提出先

上田市産業振興部農業政策課      上田市大手一丁目 1 1 番 1 6 号

2 意見書の提出方法

持参、郵便、電子メールによることとする。電話での意見は受けられない。また、様式は任意とし意見書は日本語に限るものとする。

3 意見書の提出期限

本公告の縦覧期間内とする。

4 留意事項

(1) 提出先

上田市産業振興部農業政策課

(2) 提出方法

持参、郵送によることとし、電話、インターネットでの意見は受けられない。

(3) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする。

ただし、郵送の場合は当日必着のものとする。

(4) 意見書の処理方法

ア 意見書の内容は公表する場合がある。ただし、個人情報等が含まれる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる。

イ 提出された意見書に対しては、個別に回答を行わず、地域計画を公告する際に、意見の要旨及び処理結果を併せて公告する。

(5) 意見書提出の際の留意事項

ア 個人にあつては、住所、氏名及び連絡先を記載すること。

イ 法人にあつては、法人名、代表者名及び事務所の所在地、連絡先を記載すること。

ウ 地域計画の案に対する意見書以外は提出できない。